

平成19年度要望事項等

<住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）>

No	区分	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	制度拡充	◇区画街路などの地区公共施設整備についても、都市計画道路などの関連公共施設整備と同率に補助率を上げられたい	補助金交付要綱第4 三口	関東・甲信	1
2		◇所要国費の確保		九州	3
3	地方債	◇市街地住宅整備事業について、起債対象とされたい		九州	4
4	その他	◇21世紀都市居住緊急促進事業に係る増分補助について、19年度以降の着手分に対しても延長されたい	21緊急補助金交付要綱第5 ただし書き	近畿	2

<住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）>

No	区分	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	制度拡充	◇従前借地人に対する代替地制度における、事業用地を活用した借地制度を創設されたい		関東・甲信	5
2		◇居住環境形成施設整備について、屋根の融雪装置など雪対策メニューを補助対象に追加されたい	補助金交付要綱第4 三別表第4	東海・北陸	6
3		◇重点密集市街地においては、特例として通常よりも補助率を引き上げられたい		東海・北陸	7
4		◇地区公共施設整備費の各施設整備の限度額について引き上げられたい	補助金交付要綱第4 三口別表第4	東海・北陸	8
5		◇不燃領域率の極端に低い地区や重点地区において、補助対象施設の拡充、補助率を引き上げられたい		近畿	13
6		◇建替促進事業計画作成費、再評価等事業評価等に要する費用について、補助率を従前の1/2に引き上げられたい	補助金交付要綱第4 一別表第2	近畿	14
7		◇防災街区整備事業において、関連公共施設整備以外の道路整備を行う場合においても、公共施設管理者負担金による事業執行を補助の対象とされたい	補助金交付要綱第4 六・九	近畿	15
8		◇複数の戸建住宅の土地所有者等が協調して一定期間内に戸建住宅へ建替える場合についても「建築設計費、建物除却費、空地等整備費」を補助対象とされたい	補助金交付要綱第4 二イ別表第3	近畿	18
9		◇市街地住宅整備事業に係る防災建替えの対象区域に密集法第3条に規定する防災再開発促進地区を追加されたい	補助金交付要綱第4 二別表第5	近畿	19
10		◇1地区1,000万円以上/年の国費要望額について、弾力的に運用されたい		近畿	20
11		◇水道事業者が行った工事に係る工事負担金についても補助対象とされたい		近畿	21
12		◇居住者が使用料を払い使用する駐車施設整備についても共同施設整備の補助対象とされたい	補助金交付要綱第4 二別表第3	近畿	22
13		◇老朽建築物の除却後3～5年間の固定資産税増加分について、所有者に助成する制度を創設願いたい		近畿	25
14		◇共同住宅等建設に伴う斜面地の擁壁等の造成工事について、造成費に関する補助を拡大願いたい		九州	30
15		◇コミュニティ住宅建設における用地造成費に対する補助限度額を拡大願いたい		九州	31
16		◇老朽住宅等除却事業の跡地非公共についても補助率を1/2とされたい	補助金交付要綱第4 三イ	九州	32

17	配分等	◇所要国費の確保		東海・北陸、近畿	9、12
18		◇所要国費の確保、まちづくり交付金へ移行する場合の経過措置を設けられたい		九州	28
19	地方債	◇地方公共団体が負担する事業費を起債対象にされたい		東海・北陸	10
20		◇起債に対する交付税措置、あるいは交付税措置のある地方債を創設されたい		近畿、九州	24、33、34
21	税制	◇防災再開発促進地区における老朽住宅の買収除却については、公拡法並みの1,500万円控除を認められたい		東海・北陸	11
22		◇公共用地取得については、収用対象事業に準じる5,000万円控除を適用されたい		近畿	17
23		◇土地区画整理事業と合併施行により老朽建築物の買収除却を行う場合の移転補償について、租税特別措置法の特別控除における差異を解消されたい		中国・四国	27
24	その他	◇防災環境軸の整備促進について、街路事業での予算優先度が低い場合、住市総事業の予算の一部を街路部局に配当できるような制度を創設されたい		近畿	16
25		◇附帯事務費に占める人件費率の限度割合の引き上げ	住宅局所管補助事業の附帯事務費等の市と基準について表1(摘要)1	近畿	23
26		◇21世紀都市居住緊急促進事業に係る増分補助について、19年度以降の着手分に対しても延長されたい	21緊促補助金交付要綱第5 ただし書き	近畿	26
27		◇旧コミュニティ住宅の都市再生住宅への移行及び旧密集住宅市街地整備促進事業の廃止に伴う経過措置について継続願いたい		九州	29

〈街なみ環境整備事業〉

No	区分	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	制度拡充	◇所要国費の確保		北海道・東北、関東・甲信、近畿、中国・四国、九州	35、38、39、46、55、56
2		◇街なみ整備助成事業の地区施設整備費のうち道路整備費について、「要綱第4第1号に該当する区域のみ」の要件を撤廃し、2号、3号区域も対象にされたい	補助金交付要領表1 注3	東海・北陸、近畿	40、48
3		◇街なみ整備事業の補助対象として、駐車場を追加されたい		東海・北陸、近畿、中国・四国	41、49、53
4		◇民間が施行者として実施する共同施設整備の補助率を1/3から1/2に引き上げられたい	補助金交付要領第3 表1 4四	近畿	50
5		◇修景施設整備費について、店舗・車庫・倉庫等の他の用途や併せて実施する歴史的建造物の軸組等構造躯体補強に係る費用も補助対象にされたい		近畿	51、52
6		◇アーケード撤去費用を補助対象とされたい		中国・四国	54
7		◇計画変更に伴う事業計画等の策定事業について補助対象とされたい		九州	58
8	配分等	◇全体事業費の小さい事業への配分について配慮されたい		北海道・東北、東海・北陸	37、43、44
9	その他	◇まちづくり交付金への移行にあたっては、経過措置を適用願いたい		北海道・東北、東海・北陸、九州	36、45、57
10		◇事業規模の小さい「街なみ環境整備事業」を行う場合、「まちづくり交付金」ではなく、「街なみ環境整備事業」の適用を認められたい		東海・北陸	42
11		◇実施中の地区においては、まちづくり協議会との協議も踏まえつつ、制度要綱に基づく事業展開を維持されたい		近畿	47

＜市街地再開発事業＞

No	要望事項	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	制度拡充	◇所要国費の確保		関東・甲信	59

＜まちづくり交付金＞

No	要望事項	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	制度拡充	◇経過措置期間後についても、引き続き事業完了まで予算措置を図られたい		関東・甲信、近畿	61、62、63
2	配分	◇事業費1億円、単年度700万円という下限について柔軟に運用されたい		中国・四国	66
3		◇過配査定のない配分を実施されたい		中国・四国	65
4	その他	◇まちづくり交付金における公営住宅の整備について、これから設計・発注をする事業については、地域住宅交付金への移行を認められたい		関東・甲信	60
5		◇計画変更について、原則年1回だが、随時受け付けていただく特例を認められたい		中国・四国	64
6		◇事務手続きの簡素化を図られたい		中国・四国	67

＜その他の事業＞

No	要望事項	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	震災復興	◇阪神・淡路大震災関連で実施されている特例について19年度も延長願いたい		近畿	68
2	優良	◇優良建築物等整備事業に対する所要国費を確保願いたい		九州	69
3		◇優良建築物等整備事業における民間建築物への助成について起債措置を創設されたい		九州	70